

居宅介護支援事業所 山なんてん 運営規程

この運営規程において、社会福祉法人妙心福祉会が開設する特別養護老人ホームブナの里（以下「事業所」という。）において行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するため、人員、設備及び運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人 妙心福祉会（以下「事業者」と略）が開設する、居宅介護支援事業所 山なんてん（以下「事業所」と略）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」と略）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」と略）が、要介護状態または要支援状態にある高齢者（以下「利用者」と略）に対して、適正なサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定居宅介護支援においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとす。

- 2 事業所は、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は、特定の居宅サービス事業者に不当に偏らないよう、公正中立に行う。
- 4 事業所は、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者等との連携に努める。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- 6 事業所は、指定居宅介護支援を提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

（事業の運営）

第3条 事業所は、事業の運営にあたり、妙高市暴力団排除条例（平成24年妙高市条例第7号）第3条に規定する基本理念にのっとり、同条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 名称 居宅介護支援事業所 山なんてん
- (2) 所在地 妙高市大字西田屋新田 247 番地
特別養護老人ホーム ブナの里 3階

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に所属する職員の職種、員数及び職務内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 管理者 1人(主任介護支援専門員) 介護支援専門員と兼務
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも居宅介護支援の提供にあたる。
- (2) 介護支援専門員 1人以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から金曜日までとし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月30日から1月3日)は休日。
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 利用者の希望に応じて、時間外及び休日であっても携帯電話等で24時間対応可能な体制とする。

(居宅介護支援提供方法及び内容)

第7条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 利用者又は家族の相談を受ける場所は、事業所の相談室又は利用者の居宅等で行う。
- (2) 課題分析の実施
 - ① 課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して行うものとする。
 - ② 課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。
 - ③ 使用する課題分析はインターライ方式とする。
- (3) 居宅サービス計画原案の作成
解決すべき課題に基づき、居宅サービス計画の原案を作成する。
また、居宅サービス計画の作成にあたって、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、位置付けた指定居宅

サービス事業者等の選定理由を求めること、作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、この号において「訪問介護等」と略）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業所、又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものの占める割合等につき、文章の交付及び口頭により説明し、文書に利用者の署名を受けるものとする。

(4) サービス担当者会議等の実施

サービス担当者会議を開催して担当者から専門的見地からの意見を求める事とし、その開催場所は利用者の居宅等で行う。

(5) 居宅サービス計画の確定

作成された居宅サービス計画について、利用者及び家族に対して説明し、居宅サービス計画に同意を得る。また、作成した居宅サービス計画は利用者及び担当者に交付する。

(6) 居宅介護支援事業所とサービス事業所の連携

介護支援専門員は、居宅サービスに位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めるものとする。

(7) サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画の作成後、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、実情や居宅サービス計画の実施状況等の把握を行うものとし、その結果を記録する。利用者の解決すべき課題の変化が認められた場合等、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(8) 地域ケア会議における関係者間の情報共有

地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。

(指定居宅介護支援の利用料)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料は、厚生労働省が定める額とする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、妙高市、上越市板倉区、上越市中郷区とする。

(事故発生時の対応)

第10条 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市や利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、その損害について事業者の責任を問えない場合については、この限りとしなない。

(苦情・ハラスメント処理等)

第11条 事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等において、利用者及びその家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するものとする。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業者は、介護保険法の規定により市や国民健康保険団体連合会（以下「市等」と略）が行う調査に協力するとともに、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

4 事業者は、市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。

5 事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

6 事業者は、ハラスメント指針の周知・啓発、従業者からの相談に応じ適切に対応する体制の整備、その他のハラスメント防止のために必要な措置を設ける。

(個人情報の保護)

第12条 職員は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

2 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後も有効とする。

3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得るものとする。

4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとする。

(従業者の研修)

第13条 事業者は、職員の質的向上を図るための研修、研修の機会を設けるものとする。

(1) 社会福祉法人 妙心福祉会 ブナの里で行われる研修

(2) 介護支援専門員協会等で行われる研修

(3) 市町村にて行われる研修

(感染対策に関する事項)

第14条 感染症の予防、及びまん延防止のための従事者に対する研修の実施

2 その他の感染症の予防、及びまん延防止のために必要な措置（委員会の開催、指針設備等）

3 年1回以上、感染対策研修を実施しその記録を保管する

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の養護・虐待の発生又はその再発を防止のため、次の

措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定）

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画（以下、「BCP」と略）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、BCPについて周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的にBCPの見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（記録の整備）

第17条 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
- (2) 居宅サービス計画
- (3) アセスメントの結果記録
- (4) サービス担当者会議等の記録
- (5) モニタリングの結果記録
- (6) 利用者に関する市町村への通知に係る記録
- (7) 苦情の内容等に関する記録
- (8) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年12月16日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。